

## 国民年金保険料の 免除制度と納付猶予制度をご存じですか

▶問い合わせ  
年金・長寿医療グループ  
(☎052137)

国民年金保険料が未納の状態だと『障害基礎年金』や『遺族基礎年金』が受けられないことがあります。保険料を納付することが困難な方は、所得に応じて保険料の免除や納付猶予を受けられる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

※免除制度、納付猶予制度が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納める（追納）ことができます。

※過去2年1カ月分まで遡及して、免除制度、納付猶予制度の申請ができます。

### 免除制度

前年の所得に基づき保険料を全額（月額16,610円）、または一部免除します。免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が減額して計算されます。

	全額免除	4分の1 納付	2分の1 納付	4分の3 納付
保険料額 月額	0円	4,150円	8,310円	12,460円
年金額	2分の1	8分の5	4分の3	8分の7

※一部免除を受けた場合であっても、所定の保険料を納付しなかった場合は、その期間が未納扱いとなり、将来の基礎年金の額に反映されませんのでご注意ください。

### 納付猶予制度

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得状況により、国民年金保険料の納付の猶予を受けられる制度です。納付猶予の承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。

※対象は50歳未満の方となります。

### 手続きに必要なもの

年金手帳または納入通知書。失業・廃業の場合は、他にも必要な書類がありますので日本年金機構ウェブサイトでご確認ください。



## 情報公開条例と個人情報保護条例の 運用状況を公表します～令和2年度～

▶問い合わせ 総務グループ (☎051130)

### ▶情報公開条例に基づく公文書の公開請求・申し出など

実施機関 の名称	請求・ 申し出	公開の請求・ 申し出の内訳	
		請求	申し出
市長	9件	9件	0件
教育委員会	1件	1件	0件
消防長	1件	1件	0件
合計	11件	11件	0件

※選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者および議会については、公開請求などはありませんでした。

### ▶請求・申し出に対する決定などの内容別件数

請求 内容	公開	一部 公開	非公開 取り下げ	不存在 など
請求	8件	2件	0件	1件
申し出	0件	0件	0件	0件
合計	8件	2件	0件	1件

### ▶個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求など

個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、訂正、削除および中止請求はありませんでした。

## 投票所などの場所が変わります

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 (☎059143)

今年予定されている『第49回衆議院議員総選挙』から投票所と期日前投票所を変更します。

投票区・投票所	新しい投票所の対象区域
<b>第6投票区</b> 変更後：幌別中学校（千歳町3丁目1-3） 変更前：労働福祉センター	千歳町全域、新栄町30番地以前、来馬町全域、札内町全域の方
<b>第8投票区</b> 変更後：登別中学校（登別本町1丁目1-1） 変更前：登別公民館	登別東町1・2丁目、登別本町全域、登別港町全域、富浦町の丁目を除く区域の方
<b>第10投票区</b> 変更後：登別温泉公民館（登別温泉町17） 変更前：登別温泉ふれあいセンター	中登別町215～220番地、上登別町全域、登別温泉町全域、カルルス町全域の方
<b>第12投票区</b> 変更後：幌別中学校または登別中学校（右区域による） 変更前：札内高原館	幌別中学校：来馬町374番地以外の区域、札内町全域の方 登別中学校：富浦町の丁目を除く区域の方

### 中央期日前投票所

変更後	変更前
アーニス2階 (中央町4丁目11)	市役所第2庁舎